

このページから

交通 (こうつう)

《 まずは療育手帳を確認しましょう 》

チェック!



交通料金の割引には、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄に「第1種」「第2種」の記載がひつようです。

区分 **A** の方は ➡ 「第1種」

区分 **B** と **B-** の方は ➡ 「第2種」

おもな交通事業者の割引

A ○ B ○ B- ○

交通料金の内容	「第1種」の方	「第1種」の介護者	「第2種」の方	「第2種」の介護者
【バス運賃】 ジェイ・アール北海道バス 中央バス 夕鉄バス	5割引	5割引	5割引	—
じょうてつバス ばんけいバス	5割引	5割引	5割引	5割引
【バス定期券】 ジェイ・アール北海道バス	介護者と一緒にいるときのみ 3割引	3割引	—	小学生以下の方が介護者と一緒にいるときのみ 3割引
中央バス (中学生以上) 夕鉄バス (中学生以上)	3割引	3割引	3割引	—
じょうてつバス (中学生以上) ばんけいバス	3割引	3割引	3割引	3割引
【札幌市営交通運賃】 地下鉄 路面電車	5割引	5割引	5割引	5割引
【札幌市営交通定期券】 地下鉄 路面電車	5割引	5割引	5割引	5割引
船舶運賃 (利用前に確認)	5割引になる場合があります	5割引になる場合があります	5割引になる場合があります	—

※介護者とは障がいのある方と一緒に交通機関に乗車する方のことをいいます。

JRの運賃の割引

●JR旅客運賃割引



JR各駅の窓口にて、療育手帳を提示して乗車券を買うと、運賃が5割引になります。また、条件によって、一緒にいる介護者の方も運賃が5割引になります。



ふつう じょうしゃけん 普通乗車券	ほんにん 本人	かいごしゃ 介護者
「第1種」の方がひとりで乗車し、片道の距離が100キロを超える場合	5割引	—
「第1種」の方が、介護者の方と一緒に乗車する場合	5割引	5割引
「第2種」の方がひとりで乗車し、片道の距離が100キロを超える場合	5割引	—

かいすうけん きゅうこうけん とくべつ きゅうこうけん 回数券・急行券(特別急行券をのぞく)	ほんにん 本人	かいごしゃ 介護者
「第1種」の方が、介護者の方と一緒に乗車する場合	5割引	5割引

ていき じょうしゃけん 定期乗車券	ほんにん 本人	かいごしゃ 介護者
「第1種」の方が、介護者の方と一緒に乗車する場合	5割引	5割引
「第2種」で12歳未満の方が、介護者と一緒に乗車する場合	5割引 つうがくていき (通学定期)	5割引
※小児定期は、割引を適用できません。 ※介護者の方の定期は「通勤定期」のみ割引となります。		

療育手帳を利用し、JR北海道管内の在来線に乗車するときは、所定の割引乗車券に代えて、自動券売機(近距離きっぷ機能)で発売する小児乗車券により利用できます。
くわしくは、係員におたずねください。



●被救護者旅客運賃割引



JRから指定を受けている施設などに入所されている方は、帰省・通院・入退院のために利用するJRの運賃が5割引になります。
(※帰省・通院・入退院などの時、そのつど施設長から「割引証」をもらい、JRで乗車券を買う時に提出してください。また乗車する際には、施設から発行された「旅行証明書」を携帯してください。)



※くわしくは、ご利用になるJRの駅の窓口まで。

飛行機の運賃(国内線)の割引

●航空旅客運賃割引

A	○	B	○	B-	○
---	---	---	---	----	---

航空券販売窓口で療育手帳を提示して航空券を買うと、本人や介護者の運賃が割引になる場合があります。各航空会社によって取りあつかいがちがいますので、直接各航空会社に確認してください。



自動車を利用するときの支援

●有料道路障害者割引

A	○	B	×	B-	×
---	---	---	---	----	---

重度の知的障がいのある方が、その親族、または本人を日常的に介護している方が運転する自動車に乗って有料道路を利用する場合、通行料金が正規料金の5割引になります。



療育手帳に、割引の対象者であることの証明シールがひとつようになりますので、お住まいの区の保健福祉課まで、療育手帳をお持ちください。ETCの場合は車検証(本人、親族または介護人名義。令和5年1月より発行開始となる電子車検証(A6サイズ)をお持ちの方は、所有者の情報を券面にて確認することができませんので、一緒に発行される「自動車検査証記録事項(A4サイズ)」も電子車検証と一緒にお持ちください。)、本人名義のETCカードとETCセットアップ証明書もひとつです。また、割引対象の自家用車を事前登録のうえETC利用申請をされる方は、ネクスコ東日本のホームページからオンラインでも申請が可能です。くわしくは「有料道路における障害者割引制度のオンライン申請(<https://www.expressway-discount.jp/>)」から確認してください。



※ 自動車の形状や、用途により制限があります。くわしい条件や、通行料金の支払い方法などについては、ネクスコ東日本、または、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

●駐車禁止除外指定車の標章

A	○	B	×	B-	×
---	---	---	---	----	---

重度の知的障がいのある方は、その介護者の申請により、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車」の標章の交付を受けることができます。お住まいの住所を管轄する警察署で、申請の手続きをしてください。

●標章があっても駐車できない場所があります! 標章の交付を受けた車両であっても、交差点のそばなど、法律で禁止された場所には駐車できません。重度の障がいのある方への大切な支援です。ルールとマナーを守って利用しましょう。

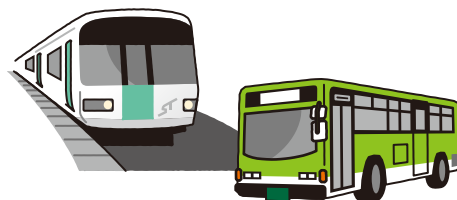


※ 標章の正しい使い方や、くわしい申請手続きの方法などについては、警察本部交通規制課、または、警察署の交通課へお問合せください。

《警察本部交通規制課》中央区北2条西7丁目 **でんわ 251-0110(代表)**

さまざまな交通費の助成について

●交通費助成



積極的に社会に参加してもらうことを目的として、交通費の一部を助成しています。

《区分 A の方への助成》

助成の種類(どれかひとつ)	内容
① 福祉乗車証(福祉パス)	市内の地下鉄、路面電車、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつバス、中央バス、夕鉄バス、ばんけいバスを無料で利用できます。
② 福祉タクシー利用券	年最大39,000円分(500円券78枚)
③ 福祉自動車燃料助成券	年最大30,000円分(1,000円券30枚)

《区分 B の方への助成》

助成の種類(どれかひとつ)	内容
① サピカへのチャージ/回数券(夕鉄バス・ばんけいバス)	年最大52,000円分
② 福祉タクシー利用券	年最大13,000円分(500円券26枚)
③ 福祉自動車燃料助成券	年最大10,000円分(1,000円券10枚)

交通費助成の手続にひつようなもの



- 手続には、療育手帳がひつようです。
- すでに福祉乗車証を利用している方は、現在お使いの福祉乗車証がひつようです。
- 「サピカへのチャージ」を選ぶ方は、自分の福祉割引サピカがひつようです。
- 「福祉自動車燃料助成券」を選ぶ方は、車検証(写しでもよい)がひつようです。
- 本人のかわりに代理人が手続をする場合には、その方のお名前の確認ができるものがひつようです。

※「サピカへのチャージ」を選んだ方は、2回目以降の手続をする時に、区役所に登録したサピカがひつようになりますので、大切に保管しておくようにしましょう。

※ くわしくは、お住まいの区の保健福祉課まで(うら表紙に一覧があります)。

● 通所交通費助成



定期的に施設に通所する方へ、交通費の一部を助成します。

《こんな方が利用できます》

※札幌市内に住んでいて、住民登録をしている方

※区分が「A」の方については、JR鉄道を利用して通所する方か、交通費の助成で「福祉乗車証」を選んでいて札幌市外にある施設に通所する方のみ利用できます。

※生活保護法により、移送費を受けることができる方は利用できません。

助成の対象となる施設の種類の種類(※場所が札幌市外の施設も対象となります)

- 生活介護 ●自立訓練(機能訓練、生活訓練)
- 就労移行支援 ●就労継続支援(A型、B型)
- 地域活動支援センター(就労者支援型・相談支援併設型をのぞく) ●地域共同作業所

助成の対象となる交通機関

- 地下鉄 ●路面電車 ●ジェイ・アール北海道バス ●中央バス ●じょうてつバス
- 夕鉄バス ●ばんけいバス ●JR鉄道

助成される交通費の内容について

- 施設を通じて、月ごとに助成します。
- 1日あたりの助成額は、1日にかかる運賃(交通事業者による割引後の料金)に助成率をかけた金額です。

助成率について

- 利用する交通機関に、JR鉄道が含まれない場合⇒25パーセント
(ただし、月の通所日数が20日を超える場合、20日を超えた分については、50パーセント)
- 利用する交通機関に、JR鉄道が含まれる場合⇒50パーセント



くわしくは、市役所3階の障がい福祉課まで

中央区北1条西2丁目 でんわ 211-2936

タクシーの利用料金について

●タクシー料金の福祉割引制度



タクシーに乗る時、療育手帳を見せると、利用料金が1割引になります。割引後の料金の、10円未満の単位は切り下げになります。



タクシー会社によっては、手帳種別・手帳番号などを書きうつさしてもらう場合があります。



くわしくは、札幌ハイヤー協会業務課まで

中央区南8条西15丁目 でんわ 561-1171